第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の５　（略）

13　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の151に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の158に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（削る）

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数）

第11　自立訓練（生活訓練）

１～12の５　（略）

13　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。